

田野畠村学校運営協議会 運営マニュアル

田野畠村教育委員会

令和 2 年 4 月

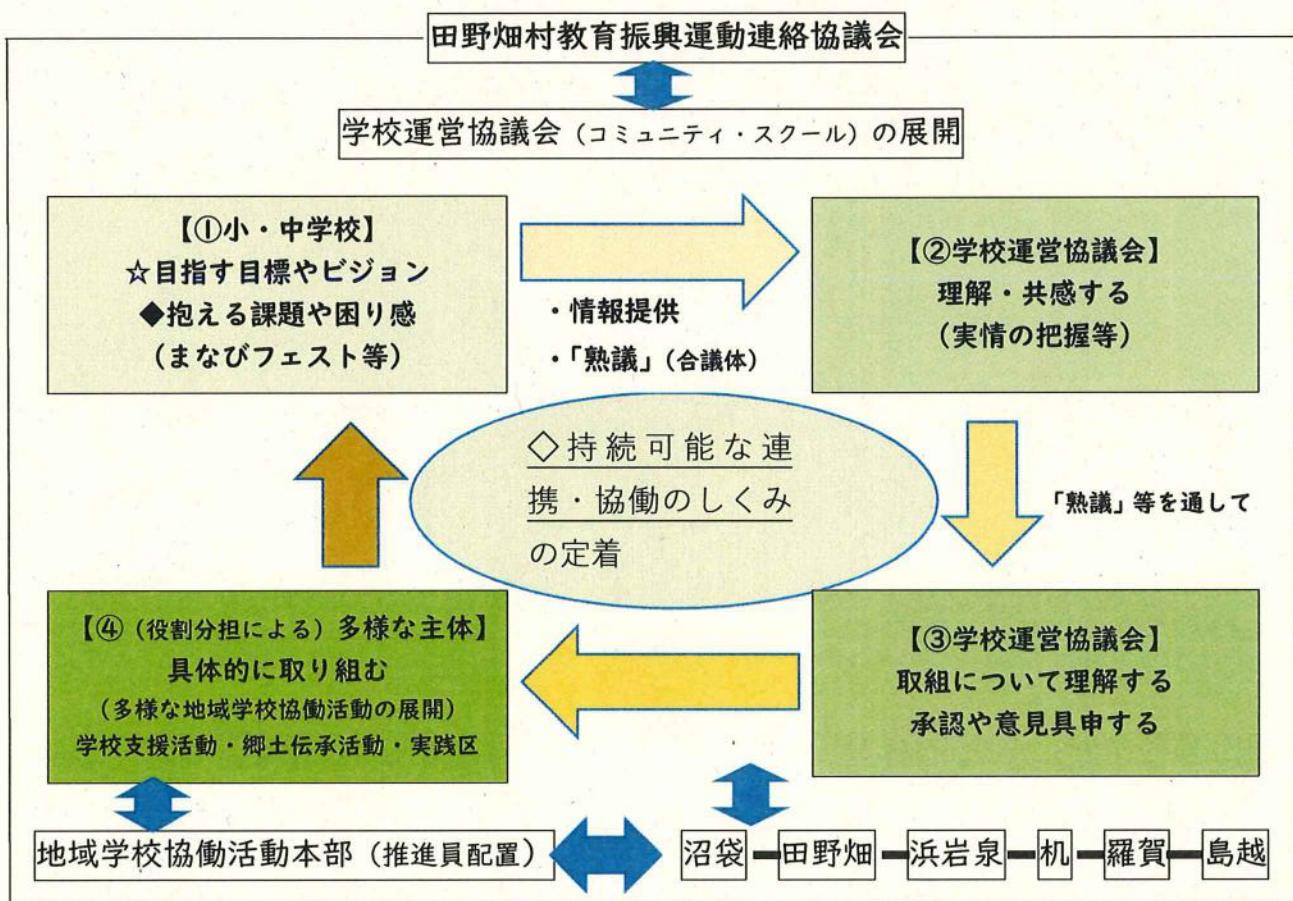
目 次

| | |
|------------------------------|----|
| I 田野畠村学校運営協議会の設置の基本的な考え方 | 1 |
| 1 田野畠村学校運営協議会の趣旨 | |
| 2 田野畠村学校運営協議会の特徴 | |
| II 田野畠村学校運営協議会の具体的な留意点 | 2 |
| 1 年間計画（例） | |
| 2 協議会委員の推薦及び任命 | 3 |
| 3 会長及び副会長の選出 | 4 |
| 4 基本方針の承認 | 5 |
| 5 学校運営等に関する意見の申し出 | 6 |
| 6 学校運営等に関する評価 | 7 |
| 7 情報の公開 | |
| 8 その他 | 8 |
| III 参考資料 | 9 |
| ○関連提出書類様式 | 10 |
| ○田野畠村学校運営協議会規則 | 12 |
| ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5） | 15 |

I 田野畠村学校運営協議会の設置の基本的な考え方

I 田野畠村学校運営協議会の趣旨

これまで学校・家庭・地域の連携・協働を図ってきた田野畠村教育振興運動の下に、学校ではいわて型コミュニティスクール、学校評議員制度で「地域に開かれた学校」を目指して、小、中学校の特色ある教育活動を展開してきました。この教育振興の仕組みをより一層充実させるため、田野畠村の小・中学校を一つの学校運営協議会として導入し、これから田野畠村教育が「どのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを学校・家庭・地域・行政が共有し、連携・協働して子どもたちを育んでいくことを目指します。



2 田野畠村学校運営協議会の特徴

田野畠村教育振興運動を教育振興推進の基本と押さえ、各地区実践区の教育実践活動を尊重しつつ、教育活動の協働・持続化を目指します。その活動を支援したり学校と結んだりする役割として「地域学校協働本部事業」を継続し、推進員を配置します。

この教育活動がより一層充実・継続するように導入するのが「学校運営協議会」です。

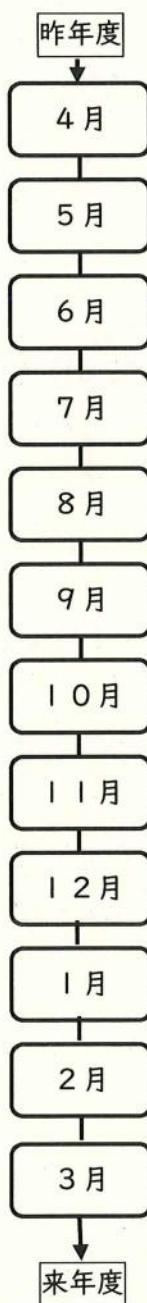
この学校運営協議会は学校の教育方針や教育目標、学校の課題などを共有する合議（熟議）によって、学校運営に参画し、地域・家庭・学校が互いにパートナーとして連携・協働する地域学校協働活動を展開し、明日を担う田野畠の子ども一人一人を育む協力体制を構築するものです。

II 田野畠村学校運営協議会の具体的な留意点

田野畠村の学校運営協議会の導入に向け、年間の活動の流れや委員の選出、基本方針の承認や意見をもとに、どのように学校運営や教育活動を展開していくのか等の具体的な留意点を示します。

I 年間計画（例） 注：◇学校運営協議会 ◆学校連絡協議会の事務局

（村教育委員会内に置く：副校長、社会教育主事、指導主事、協働推進員）



- ◇学校運営協議会の会長及び副会長を選出
- ◇今年度の学校運営の基本方針の承認
- ◆基本方針承認について、村教委に書面にて報告（学校経営計画書）。

- ◇学校の教育活動についての支援・参画・参観に関する協議
- ◇学校、家庭及び地域における教育課題解決の協議＝「(熟議)」
※「熟議」＝学校運営協議会の3つの機能「熟議」「協働」「マネジメント」の一つ
- ◇小中連携教育推進への具体的な支援の協議＝「たのはた学」の展開
- ◇小学校・中学校における相互の情報交換等
- ◆村教委への意見書提出【必要な時随時】
- ◆熟議の内容・協働教育活動の広報【随時】

- ◇学校の運営状況等の評価（学校評価）についての協議
- ◇次年度の学校運営の基本方針についての協議
- ◇次年度の委員の選出
- ◆村教委への委員推薦

※1年間の計画・実施・評価・再計画をシンプルかつ継続するように創り上げていく。

2 協議会委員の推薦及び任命

(1) 委員の定数及び選出区分

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は15名以内とし、次に号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 村の教育振興・対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

(田野畠村学校運営協議会規則 第8条より)

委員の定数については、前述の田野畠村学校運営協議会の趣旨に照らし必要な人数を当てます。委員構成には保護者と地域住民の代表者が不可欠です。運営委員には学校の教育活動に対する日頃からの関心が大切です。また、学校と共に協働活動できる協調性や行動力も必要となります。

例えば、次のような人がふさわしいと考えます。

- これまで学校の教育活動に積極的に参加した人
- 子どもとの関わりに熱心で行動的な人
- 協調性があり、話し合ったことをもとに建設的な考えが持てる人
- 社会貢献活動や地域のイベントに進んで参加している人 等

そのため「充て職」による選出だけに頼るのは好ましくないと考えます。また、地域学校活動推進員との相談で学校や地域に必要な人材が選出できると思います。

(2) 委員の任期

(任期)

第10条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(田野畠村学校運営協議会規則 第10条より)

学校と地域が共につくる学校運営協議会では、積極的な参画、活発な議論等が大切です。複数年の任期は、委員の不適応や組織の停滞化等による実効性の低下が心配されます。そこで、任期は1年としました。一方で、保護者や地域の代表として積極的に活動している委員には、継続していただきたいと考え、再任を妨げないことも明文化しました。

3 会長及び副会長の選出

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(田野畠村学校運営協議会規則 第12条より)

会長は、協議会での各委員の意見をまとめると共に、その内容を対外的に発信しなくてはなりません。そこでふさわしい人材としては、

- 学校・家庭・地域のそれぞれの立場について理解でき、連携・協働を進めることができる人
- 話し合いをまとめる等、コーディネートができる人等が考えられます。

また、委員の互選により選出する規定ですが、「地域と共にある学校」という趣旨や、「校長が作成する学校経営の基本方針への承認」という機能から、校長や教職員以外の委員から会長を選出することが望ましいと考えます。

会長の職務は、協議会の開催について委員を招聘すること、協議を振興し意見をまとめる事、教育委員会への意見具申や対外的に学校運営協議会として意見を述べることができます。

副会長はこれらの職務の補佐及び代理を行います。

4 基本方針の承認

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 教育委員会及び対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) その他校長が必要と認める事項に関すること。

(田野畠村学校運営協議会規則 第4条より)

学校運営協議会が進める保護者・地域住民の学校運営への参画については、その要となるのがこの権限・機能です。国のきまりである「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の6）」に、学校運営協議会が必ず行うこと（必須）として定められています。つまりこの「基本方針への承認」が行われなければ、学校運営協議会として認められません。具体的には、会長が進行する協議の中で、校長の説明を受けて決議し、承認する形となります。この承認については、後日村教委へ報告することになります。

※報告書の様式は、「様式Ⅰ」を参照

では、協議会と校長の意見が異なり、校長の策定した基本方針について承認が得られない場合はどうすればいいのでしょうか。そうした場合は、論議を尽くして、成案を得られるように努めなければなりません。基本方針の内容についての改善等を図り、再協議を行ってください。なお、承認が得られない期間中においても、学校における教育活動は校長の指示のもと円滑に進めなければなりません。こうした状況が継続する場合には、村教委までご相談ください。

また、学校運営の基本方針への承認は、1年間の教育活動の円滑化を図る上で、また校長の定期人事異動等の可能性から、年度初めに行なうことが適当と考えます。

5 学校運営等に関する意見の申し出

- 2 協議会は、第2条に定める目的の趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して次に掲げる事項に限り、教育委員会を経由し、岩手県教育委員会に対して意見を述べることができる。
- (1) 協議会の趣旨を踏まえ、学校運営の基本方針の実現に資する意見であること。
- (2) 個人を特定した意見ではなく、学校の教育上の課題を踏まえた建設的な意見であること。
- 3 協議会は、前2項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ学校長の意見を聴取するものとする。

(田野畠村学校運営協議会規則 第5条より)

学校運営協議会が、学校運営に関して協議する機関として設置されるものであることから、基本的な方針の承認にとどまらず、学校の運営全般について、広く保護者や地域住民等の意見を反映させるべきと考えます。

意見の内容として、学校に対しては教育課程やその実施状況等の具体的な教育活動について等が考えられます。また、村教委に対しては学校管理規則の見直しや学校の裁量拡大等の制度や仕組みについて等が考えられます。

なお、学校での解決が難しいと判断される事案が生じた場合は、村教委へ書面にて意見の申出を行います。

※提出書は「様式2」参照

申出に対し、村教委において対応を協議し、口頭もしくは書面にて、回答を行うと共に解決するよう努めます。

また、「教職員の任用に関すること」については、

- (1) 協議会の趣旨を踏まえ、学校運営の基本方針の実現に資する意見であること。
- (2) 個人を特定した意見ではなく、学校の教育上の課題を踏まえた建設的な意見であること。

さらに、

- 3 協議会は、前2項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

を規則に入れることでいらぬ混乱が起きないように配慮しましたが、任用に関して解決が難しいときは上記の「様式2」で申出を行います

6 学校運営等に関する評価

(村の教育振興の協働状況及び学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(田野畠村学校運営協議会規則 第6条より)

これまで学校が行ってきた評価機能を受け受け継ぐものとし、評価の具体的な方法については、今までと同様と考えます。

ただし、学校運営協議会は、チェック機能としての評価だけでなく、学校運営におけるPDCAサイクルの全てに対して当事者意識をもって評価することが望されます。

7 情報の公開

(会議の公開)

第14条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(田野畠村学校運営協議会規則 第14条より)

学校運営協議会での協議内容については、原則公開と考えています。

「地域に信頼され、地域とともにある学校」を目指す上で、保護者や地域住民が同じビジョンをもって進めていくことはとても大切です。会議の傍聴や協議内容の公開は、その考え方から従って行っていくことになります。

なお、会議の開催通知や協議内容等の情報については、学校の「学校だより」やホームページに掲載されることが有効かと考えます。情報の公開に際し、個人情報の流出やプライバシーの侵害、また人権上の問題等には十分配慮してください。また、議事録については、委員個々の発言についての記載は必要ありません。協議において決定したことをまとめ、情報として公開してください。

8 その他

◎ 「田野畠村教育振興運動」

「田野畠村教育振興運動」と学校運営協議会

田野畠村では昭和40年（1965年）から現在まで「教育振興運動」を展開してきています。明日を担う田野畠の子どもたちのために子ども・教師・親・地域・行政の5者が連携し、一体となって運動を推進しています。大人一人一人が子供に積極的に関わることで、家庭教育力の向上、地域の子どもは地域で育てるという意識の定着と、子どもの成長を見守ってきています。

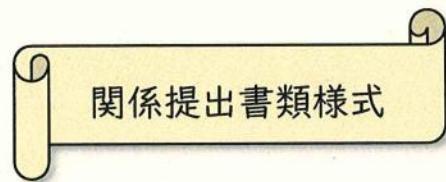
学校運営協議会は、より一層、学校、家庭、地域をつなぐ役割を担い、子どもたちの学びを充実させるために、総がかりで子供たちを育む体制を構築することが期待されています。

◎ 「小中連携教育」と学校運営協議会

田野畠村では、小学校6校が統合した平成22年度から小学校1校と中学校1校の良さを生かす「小中連携教育の実践研究」を進めてきました。これまでの実践研究の成果を生かし、より一層充実した教育を展開したいと考えています。そのためには、一層保護者や地域の思いや願いを反映させた教育の充実が求められています。

学校運営協議会は、のことでも学校と保護者、地域住民をつなぐ役割を担います。また、「目指す子ども像」を目指して小中学校が9年間の「育ち」や「学び」を目指して連携して取り組んでいくことになります。テーマは「自分の力を信じ、可能性を追求し続ける児童生徒の育成～地域学による自尊感情の健全化の試み～」です。よろしくお願いします。

III 参考資料



【様式 1】

「校長の作成する基本方針への承認」に関する報告書

【様式 2】

「教育委員会への意見の申出」に関する意見提出書

【様式 1】

- 「校長の作成する基本方針への承認」に関する報告書

学校運営協議会における
「令和〇年度学校運営の基本方針」
承認に関する報告書

田野畠村立田野畠小学校・中学校

令和〇年〇月〇日に開催された学校運営協議会において、校長より発議した「令和〇年度学校運営の基本方針」が、委員総意として承認されました。
よって、下記の資料を添え、田野畠村教育委員会へ報告します。

記

1 令和〇年度学校運営の基本方針

2 学校運営協議会 議事録

以上

令和 年 月 日

田野畠村立田野畠小学校

校長 ○○ ○○ 印

田野畠村立田野畠中学校

校長 ○○ ○○ 印

※1 添付資料「令和〇年度学校運営の基本方針」については、学校運営協議会において校長による説明で使用したもので構わない。

※2 添付資料「2 学校運営協議会 議事録」は、承認されたことが分かるものを提出ください。

【様式2】

○「教育委員会への意見の申出」

| 教育委員会への意見提出書 | |
|--------------------------|------------------|
| 提出日 | 令和 年 月 日 () |
| 協議会名 | 田野畠小・中学校 学校運営協議会 |
| <意見内容> | |
| 希望回答形式 | 口頭 文書 |
| 上記内容の意見を田野畠村教育委員会へ申し出ます。 | |
| 田野畠村立田野畠小・中学校 学校運営協議会 | |
| 会長 ○○ ○○ 印 | |

田野畠村学校運営協議会規則：令和2年4月1日施行

田野畠村学校運営協議会規則

(令和2年田野畠村教育委員会規則第11号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、田野畠村学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、田野畠村の教育振興及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、田野畠村教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、村民、保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画や、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等の信頼関係を深め、田野畠村の教育振興及び学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、田野畠小学校及び田野畠中学校（以下「学校」という）の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認め、学校に一つの協議会を置くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 教育委員会及び対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) その他校長が必要と認める事項に関すること。

2 校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(村の教育振興及び学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、第2条の規定を踏まえ、学校の職員の採用その他の任用に関して次に掲げる事項に限り、教育委員会を経由し、岩手県教育委員会に対して意見を述べることができる。
 - (1) 協議会の趣旨を踏まえ、学校運営の基本方針の実現に資する意見であること。
 - (2) 個人を特定した意見ではなく、学校の教育上の課題を踏まえた建設的な意見であること。
- 3 協議会は、前2項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、村の教育振興の協働状況及び学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画、協働等が促進されるよう努めなければならない。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域の住民、生徒、児童又は幼児の保護者等の理解を深めること。

(2) 学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は15名以内とし、次に号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 村の教育振興・対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 校長

(5) 学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) 関係行政機関の職員

(8) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取することができる。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第11条 委員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和43年田野畠村条例第8号）を適用する。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第13条 協議会の会議は、会長が開催目前に議案を示して招集し、その議長となる。ただし、緊急を要する場合は、開催目前に議案を示さずに招集することができる。
- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(会議の公開)

- 第14条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

- 第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任等について正しい理解を得るために、必要な研修等を行うことができる。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

- 第16条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確に把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合は、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。
- 2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

- 第17条 教育委員会は、次の号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。
- (1) 本人からの辞任の申出があった場合
- (2) 第9条の規定に違反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められた場合
- 2 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(補足)

- 第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期間)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 第10条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後、最初に任命される委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） 第47条の5

- 1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校毎に当該学校の運営及び当該運営に必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くよう努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（事項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める

事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村教育委員会がその任用に関する事務を行う職員は除く。）であるときは、市町村教育委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続き及び任期、学校運営協議会の議事の手続きその他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。